

議案第11号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に、「33,800円」を「27,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「20,300円」を「16,200円」に、「39,200円」を「37,800円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和元年度及び令和2年度の保険料の減免の特例）

第11条 第14条第2項の規定にかかわらず、令和元年度（令和2年2月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限があるものに限る。）又は令和2年度の保険料に係る減免の申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に加入手続が行われなかったため、第7条第2項の規定により令和2年1月分以前の保険料の納期限が同年2月1日以降とされている場合にあっては、同年1月分以前の保険料について前項の規定を適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐倉市介護保険条例（以下「改

正後条例」という。)第6条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後条例第6条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。